

(別添)

(兵庫県告示第717号)

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県まさば及びごまさば漁業	現行水準